

～環境保全型農業直接支払交付金事業のご案内～

環境保全型農業直接支払交付金事業

化学肥料・化学合成農薬を北海道の慣行基準から5割以上低減する取組と合わせて、カバークロップの作付などの取組みを実施することに対して、**最大8,000円/10a**の支援を行います。

取組む内容

化学肥料と
化学合成農薬を
北海道の慣行基準より
5割以上低減



作物の栽培期間の前後に

①カバークロップの作付

または

②堆肥の施用

③有機農業

(計画に基づいた土づくり技術の導入が必要です。)

取組みに対しての支援額

- ①化学肥料・化学合成農薬を慣行基準より5割以上低減 +
カバークロップ(緑肥)作付・・・8,000円/10a
- ②化学肥料・化学合成農薬を慣行基準より5割以上低減 +
堆肥の施用・・・・・・・・・・4,400円/10a
- ③有機農業・・・・・・・・・・8,000円/10a
(うち、そば等穀類、飼料作物・・・・・・・・3,000円/10a)
※化学肥料・農薬を使用せず、かつ遺伝子組換え技術を利用しない取組み

※支援額は変動することがあります。

Q & A



化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減って、現状の使用量や使用回数を半分以下にすること？



現状ではなく、使用量・使用回数を**北海道が定める慣行基準の半分以下**とする取組みです。

北海道が定める慣行基準（抜粋）

作物	化学肥料 (kgN/10a)		化学合成農薬 (回)	
	慣行基準	5割低減	慣行基準	5割低減
秋播き小麦(きたほなみ)	18	9	15	7
てん菜	18	9	20	10
ばれしよ	11	5.5	21	10
小豆	5	2.5	14	7
大豆	4	2	13	6
菜豆(金時)	7	3.5	18	9
大根(露地)	8	4	12	6
飼料用トウモロコシ(露地)	13	6.5	4	2

※農薬については、1剤に2成分が入っている場合は、「2回」とカウントします。上記以外にも種類がありますので、お問い合わせください。

(例) 秋播き小麦（きたほなみ）

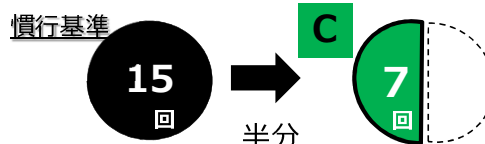
(1) 化学肥料（窒素成分量 (kgN/10a)）

■ 5割低減の算定



(2) 化学合成農薬（成分使用回数）

■ 5割低減の算定



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分	使用時期	使用量 (/10a)	化学肥料
	割合 ①			窒素成分量 ③=②×①
農配小麦	5.5%	H29.9.25	50kg	2.75
硫安	21%	H30.5.16	20kg	4.2
合計				6.95

■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
ベフラン液剤25	H29.9.27	1
ゴーゴーサン乳剤30	H29.10.7	1
フロンスайд水和剤	H29.11.8	1
シルバキュアフロアブル	H30.6.20	1
ベフラン液剤25	H30.6.29	1
ストロビーフロアブル	H30.7.6	1
チルト乳剤25	H30.7.19	1
合計		7

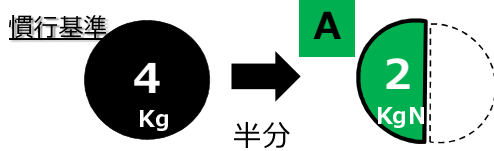
A 慣行基準の5割 9KgN/10a \geq **B** 実際の施肥量 6.95KgN/10a

C 慣行基準の5割 7回 \geq **D** 実際の防除回数 7回

(例) 大豆

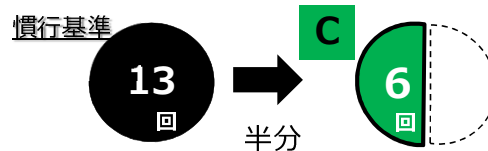
(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））

■ 5割低減の算定



(2) 化学合成農薬（成分使用回数）

■ 5割低減の算定



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分	使用時期	使用量 (/10a)	化学肥料 窒素成分量
	割合 ①			
農配大豆3号	2.5%	H30.5.17	30kg	0.75
合計				0.75

■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
クルーザーFS30	H30.5.17	1
ロックス水和剤	H30.5.24	1
スミレックス水和剤	H30.7.29	1
トクチオン乳剤	H30.8.8	1
合計		4

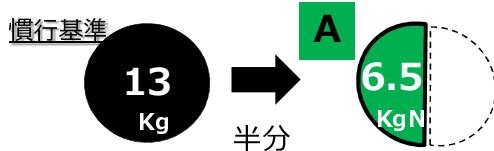
A 慣行基準の5割 **2KgN/10a** \geq **B** 実際の施肥量 **0.75KgN/10a**

C 慣行基準の5割 **6回** \geq **D** 実際の防除回数 **4回**

(例) 飼料用トウモロコシ

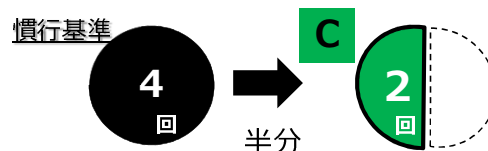
(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））

■ 5割低減の算定



(2) 化学合成農薬（成分使用回数）

■ 5割低減の算定



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分	使用時期	使用量 (/10a)	化学肥料 窒素成分量
	割合 ①			
農配コーン2号	8.0%	H30.5.10	45kg	3.6
合計				3.6

■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
ゲザプリムフロアブル	H30.6.10	1
ワンホープ乳剤	H30.6.10	1
合計		2

A 慣行基準の5割 **6.5KgN/10a** \geq **B** 実際の施肥量 **3.6KgN/10a**

C 慣行基準の5割 **2回** \geq **D** 実際の防除回数 **2回**

Q & A



- ①カバークロップの作付・堆肥の施用ってどんなことするの？
- ②どんな取組みをしたら有機農業なの？



- ①それぞれの要件を満たすものを作物の栽培期間の前後いずれかに作付や施用します。
- ②化学肥料・化学合成農薬を使用せず、かつ遺伝子組み換え技術を利用しない取組みです。

カバークロップの要件

カバークロップの作付は、メーカーのカタログ等に記載されている播種量以上を使用し、播種期・すき込み期とおりに作付することが必要です。

※カバークロップの作付を確認するために、写真や購入伝票を提出いただきます。

堆肥の要件

堆肥の施用は、C/N比10以上の堆肥（鶏糞・豚糞を主原料とするものは除く）を使用し、10a当たり1.5t以上を施用することが必要です。

※堆肥の施用を確認するために、写真や購入伝票を提出いただきます。
また、麦稈交換で得た無償堆肥や自給堆肥の場合は証明書類も必要です。

有機農業の要件

有機農業は、作物の生産過程等において化学肥料及び化学合成農薬を使用せず（有機質肥料の施用等は可能）、かつ遺伝子組換え技術を利用しない取組みです。

また、カバークロップの作付や堆肥の施用といった土づくりに取り組むことが必要です。

その他に必要なこと

①国際水準GAPに取り組む

※GAP 認証を取得するのではなく、研修会などに参加し、GAPを実施します。

◎必要な3ステップ

- (1) 国際水準GAPに関する指導・研修を受ける。
- (2) GAPを実施する。
- (3) 「GAP理解度・実施内容確認書」を提出する。

※関連資料をご自身で保管してください。

GAPの取組みをを行ったことを証明する書類の提出を求められる場合があります。

②環境保全型農業推進協議会への加入

お問い合わせ先

より詳しい内容を知りたい方は、
帯広市農業技術センター(0155-59-2323) へお問い合わせください。